

奈良県内単位互換制度

単位互換とは、大学間で協定を締結することにより、相互の学生が他の大学で開講されている特色ある授業科目を履修し、そこで修得した科目・単位を、在籍する大学の科目・単位として認定する制度です。

この制度は、平成13年度より始まり、協定が締結されている奈良県内の大学の授業科目を「特別聴講学生」として履修することができます。

この特別聴講学生に関する説明会は掲示にてお知らせします。概略は次のとおりですが、不明な点は教務部へ問い合わせてください。

なお、募集は年2回、4月および7月の指定された期日のみとなっていますので、注意してください。

1. 対象

2年次生以上で、単位互換協定大学の単位を真に修得することを目的とする者。

2. 単位互換協定大学

帝塚山大学、奈良大学、奈良県立大学、奈良教育大学、奈良産業大学、奈良県立医科大学、奈良女子大学

3. 履修できる単位数

1年間12単位まで。ただし、この履修単位数は、本学で1年間に履修登録できる単位に含まれる。

4. 授業料等

授業料および履修手続費用は無料。

ただし、科目によっては、実験・実習・実技等で必要な教材費等について実費を徴収される場合がある。